

従来勤勞働が追加待遇をなすとて小前を職き居たる辭人飯  
塚誠一氏は直ちに辭人労働者を糾合し十日正午勤勞人全  
員日十九名を以て向所能來を決定し天々飯塚に引揚り對策  
協議の上十一日午前九時飯塚澤外五名の宇藏園代表は會社  
坪地課長を訪問し飯塚坪地課長を平交し同答を要求したるも  
玉交なる二、四頃に之れを拒絶された。

然るに會社側の態度強硬なるも辭人労働者なる為弊態を變  
換し各飯場世話を通し切崩に努めたるが谷初に軟化する  
快報がなかつた處加地小島等の報告を受けたので二月十一  
日午後六時坪地課長を以て會社側近藤林坪地課長、宇藏園側  
飯塚澤外二名が會見折衝の結果左の通り解決せり。

十三、 併 決 條 件

一、 1及2の頃日は近日中に實施する。

一、 3頃日收量園取指額未満の場合に量園取指額を支給し  
量園取指額以上となる場合は現在通り工程拂とする。  
向現在の単價が低廉なるや否やを調査する為同夜一ヶ  
月間の收入の概計を基り結果の如何によりては單價を  
も値上する。

二、 4頃は現在常備人又は量園取指額を量園取指額とし勞  
働時間を従来午前七時より午後五時迄よりしを三十分  
延長し五時半迄とする。

四、 5頃は機械故障等の為一時間以上も休憩するが如き場  
合は常備人天としての負給を又抑ふ又不備なる労働を  
加へざるは勿論規程の量園取指額に及ぶ迄に設置する。